
重粒子線治療の対象について

～頭頸部がんの場合～

【対象となる場合】

- ✿ 以下について手術による根治切除ができない場合や十分に手術の説明を受けられた上で手術を拒否された場合
- + 非扁平上皮癌(唾液腺などから発生した腺様嚢胞癌、腺癌、粘表皮癌など)
- + 粘膜悪性黒色腫
- + 鼻副鼻腔や聴器から発生した扁平上皮癌(口腔、咽頭、喉頭以外から発生)
- + 骨軟部腫瘍(肉腫や脊索腫など)


【対象とならない場合】

- 病気が他臓器へ広範に転移している場合(腺様嚢胞癌の肺転移など、遠隔転移があっても長期生存できる病気や状況の場合には、重粒子線治療対象となる場合があります)
- 治療範囲内に活動性の感染症がある場合
- その他医師が治療困難と判断した場合

重粒子線治療の対象について ～頭頸部がんの場合～

【費用について】

- ◆ 重粒子線治療：公的保険適用（1～3割負担）
- ※ 高額療養費制度適用：実際の負担額は収入と年齢によって決まる月ごとの自己負担上限額となります。最新の情報は厚生労働省のホームページでご確認ください

 リーフレットはこちら

https://hic-east.jp/_acms2025/media-download/313/185fcabdd87a36c3/PDF/

